

(再) 審査請求書のイメージ

A 4 縦、正副 2 部提出 (行政不服審査法第 19 条第 2 項、行政不服審査法施行令第 4 条第 1 項)

(再) 審査請求書

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

1. (再) 審査請求人の氏名又は名称及び住所

(再) 審査請求人 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
氏 名 国土 太郎
(連絡先)

※ 連絡先は法に定められた記載事項ではありませんが、(再) 審査請求書の記載内容に関して確認したい事項が生じたときに、電話で連絡することが可能である場合には、連絡先の記入をお願いします。

2. (再) 審査請求に係る処分 (又は裁決)

○○の行った○○処分

○○の行った裁決

(記載例: ○○土地区画整理組合の行った仮換地指定処分、○○市の行った換地処分、○○県知事の行った裁決)

3. (再) 審査請求に係る処分 (又は裁決) があったことを知った年月日

令和○年○月○日

4. (再) 審査請求の趣旨及び理由

(1) (再) 審査請求の趣旨

○○の行った○○処分の取消し

○○の行った裁決の取消し

(記載例: ○○土地区画整理組合の行った仮換地指定処分の取消し、○○県知事の行った裁決の取消し)

(2) (再) 審査請求の理由

1 ○○○○○○。

2 ○○○○○○○○○○○。

5. 処分庁 (裁決の時は審査庁) の教示の有無及びその内容

「この通知に係る処分 (裁決) に不服があるときは、この通知 (裁決) があったことを知った日の翌日から起算して3月以内 (1月以内) に、○○○ (国土交通大臣) に対して (再) 審査請求をすることができる。」との教示があった。

6. (再) 審査請求の年月日

令和○年○月○日

(注意)

1. (再) 審査請求に係る処分 (又は裁決) について

「別添の仮換地指定処分」、「別添の裁決」と記載して、仮換地指定処分通知書等や裁決書謄本のコピーを添付して頂いた方がわかりやすいです。

2. (再) 審査請求の趣旨について

再審査請求の場合は、処分のみ取消し、裁決のみ取消し、又は処分と裁決の取消しを求めることができます。

3. 代理人による (再) 審査請求をする場合には、委任状を提出してください。 (行政不服審査法施行令第 4 条第 3 項)

4. (再) 審査請求人が法人等である場合は、(再) 審査請求書に代表者の資格証明 (商業登記簿謄本等) を提出してください。 (行政不服審査法第 19 条第 4 項及び同法施行令第 4 条第 3 項)